

我が子を交通事故から守る！

保護者用

交通ルールをお子さんとともに確認してください！

【自転車に乗る人が守るべき基本ルール】

自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



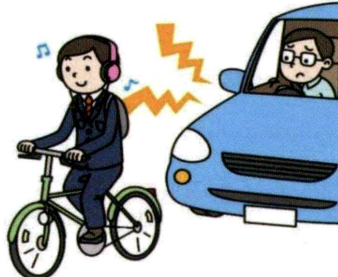
ながら運転禁止！

法令等で禁止されており、思わぬ事故の原因になります。

傘さし運転



大音量のイヤホン等



スマホ・携帯電話等の使用



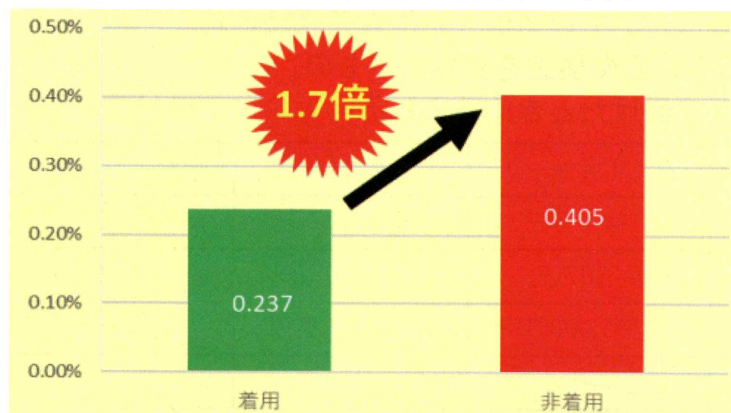
令和6年11月より

罰則強化

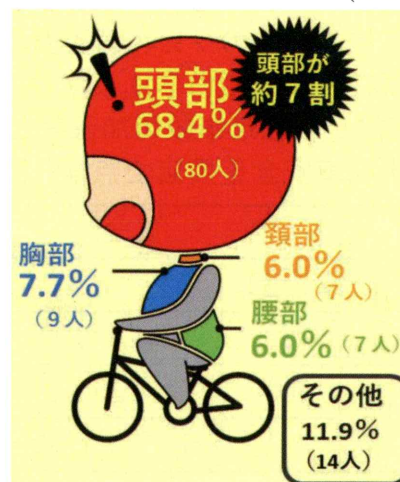
ヘルメットの着用は努力義務です！

ヘルメットを着用していれば
助かる**命**が数多くあります。

ヘルメット着用時と非着用時の致死率の比較



県内自転車死者の負傷主部位構成率
(H31～R5)



【愛知県警「ヘルメット着用啓発資料」より】

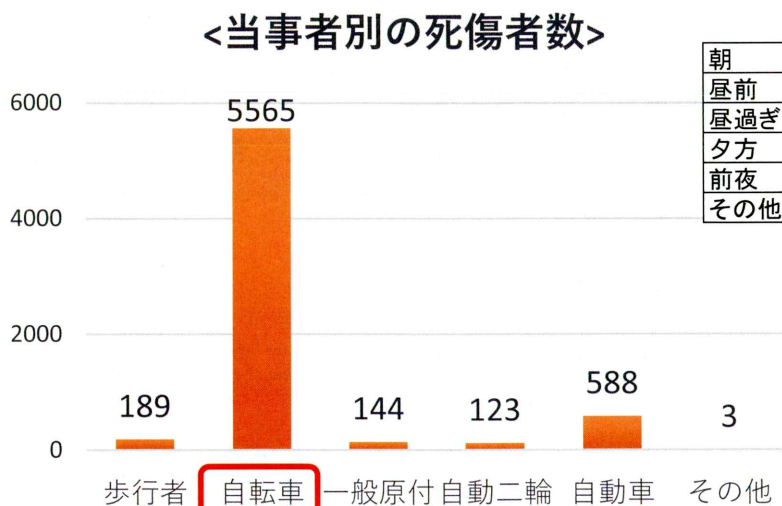
未成年者にヘルメットを着用させるのは保護者の努力義務です。

大切な「いのち」を交通事故から守る

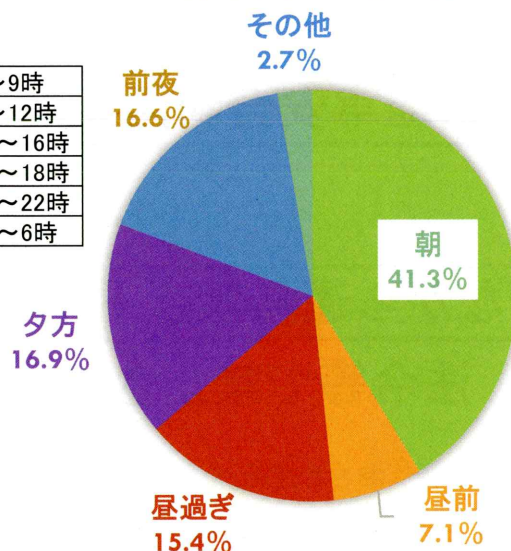
高校生が死傷する交通事故の
8割以上が自転車乗車中！

朝(6時～9時)の事故が4割超

<時間帯別死傷者数>



朝	6時～9時
昼前	9時～12時
昼過ぎ	12時～16時
夕方	16時～18時
前夜	18時～22時
その他	22時～6時



【愛知県警「過去5年間（令和元年～5年）の高校生の交通事故データ」より】

自転車損害賠償責任保険等の加入義務

保険加入は保護者の義務です。

<高校生が加害者となった高額損害賠償例>

事故の概要	賠償金額
自転車で車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性（24歳）と衝突し、男性には重大な障害（言語機能の喪失等）が残った。	9,266万円

加害者になってしまった場合の損害賠償に備えるための保険には様々なものがあります。現在加入している保険の内容によっては、特約などで補償されている（すでに加入されている）場合もありますので、補償対象や補償金額を確認してから加入されるとよいでしょう。

<参考例>

- ① 自転車による**加害事故の損害賠償に特化した自転車保険**
- ② 高校生本人のケガ、育英費用等も含めた**生活全般を補償する総合型保険**
- ③ 現在御加入の**自動車保険や、火災保険等に付いている個人賠償責任保険特約**
（家族が自転車事故の加害者となった場合の損害賠償金を支払えるもの）
- ④ 自転車安全整備店で点検・整備（有料）を受けたときに貼られる**TSマークの付帯保険**

区分		青色TSマーク	赤色TSマーク	緑色TSマーク
傷害補償	入院15日以上	一律1万円	一律10万円	一律5万円
	死亡・重度後遺障害（1～4級）	一律30万円	一律100万円	一律50万円
賠償責任補償	死亡・重度後遺障害（1～7級）	限度額1,000万円	限度額1億円	限度額1億円
	死亡・傷害（示談交渉サービス付き）			